

法 小 論 文

2月25日(火) 13:45—15:15

(法 学 部)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図まで、この問題冊子と答案冊子を開いてはいけません。
2. 問題冊子のページ数は表紙を除いて17ページです。
3. 答案冊子は答案紙1, 2, 3からなっています。
4. 落丁, 乱丁, 印刷不鮮明の箇所などがあった場合には, ただちに申し出なさい。
5. 解答にかかる前に答案紙左端の折り目をていねいに切り離し, 答案紙のそれぞれの所定の2箇所に受験番号を記入しなさい。答案紙には氏名を記入してはいけません。
6. 解答は答案紙の所定のます目の中に横書きで記入しなさい。1ますに1字ずつ書きなさい(句読点もそれぞれ1字に数えます)。

答案のはじめに問いの文章を記載する必要はありません。

7. 問題冊子の第14ページから第17ページは, 下書用紙です。
8. 試験終了後退室の許可があるまでは, 退室してはいけません。
9. 答案冊子は持ち帰ってはいけません。問題冊子は持ち帰ってもよろしい。

以下の文章は、森悠一郎「事実としての人の等級(?)——『上級国民』論と評価の階層」(飯田高ほか編『リーガル・ラディカリズム——法の限界を根源から問う』(有斐閣, 2023年)所収)に、出題用の編集を加えたものである。この文章を読んで、後の問いに答えなさい。

I はじめに

1 「人の等級の否定」としての近代リベラリズム(?)

「全ての人は、生来等しく自由かつ独立しており、一定の生来の権利を有する者である」(ヴァージニア州 1776 年憲法 1 条)。「人は、自由かつ権利において平等な者として生まれ、かつ生存する」(1789 年フランス人権宣言 1 条)。

これらの人権宣言は 18 世紀末の近代市民革命の成果であり、生まれによって人々が異なる身分を持つ者として等級付けられてきた封建社会の論理を否定するものと一般に理解されている。「自由で平等な者として生まれた人々の間に『等級』は存在しない」というのが近代以降の法社会の建前ということである。

しかし我々は時として、自分たち人間は異なる等級に属する者として扱われているのではないかと思うときがある。人々の間に等級が存在しないのであれば等しく扱われるはずであるのに、現に我々は特定の集団に属することによって他の集団の構成員とは異なる扱いを受けているのではないか。飲酒や喫煙、参政権の行使は年齢によって一律に制限されているが、これは成年者を一級市民、未成年者を二級市民として等級化するものではないか。未成年者に加え、成年被後見人・被保佐人・被補助人といった精神上的の障害により事理弁識能力を欠いたないしは十分に備えていない人々は、その類型ごとに一律に行為能力が制限されるが(民法 9 条・13 条・17 条)、完全行為能力者を一級市民、複数の制限行為能力者を二級・三級・四級市民として等級化しているのではないか。公務員の職位や給与の俸給表、さらには一級建築士、二級建築士などといった国家資格に至っては等級化そのものではないか。

2 異別処遇と等級化

ここで「等級化」と「異別処遇」を区別する必要がある。異別処遇とは、人々に対して

その属性の違いに基づいて異なる扱いをすることを言う。これに対して等級化とは、人々を一定の評価軸に沿って序列化することを言う。

異別処遇の典型例は、いわゆる「統計的差別 (statistical discrimination)」と呼ばれる実践である。統計的差別とは、ある集団に属する人々がそうでない集団に属する人々よりも特定の傾向を有意に示すとき、その集団に属する人々全員に対して異なる扱い(しばしば不利な扱い)をするというものである。飲酒・喫煙、参政権の行使についての年齢制限は、単に未成年者が成年者よりも一般に飲酒や喫煙によって健康を害するおそれが高かったり、政治的な判断能力が未熟だったりすることを理由とするものであり、何らかの評価軸に基づいて成年者と未成年者とを序列化するものでないとすれば、統計的差別としての異別処遇であって等級化ではない。制限行為能力者の制度も、一定の事理弁識能力を持たない(と家庭裁判所による審判を受けた)人々は一般に特定の法律行為を1人でなすことに困難があるという理由に基づいて保護するものであり、完全行為能力者との間での序列化を志向するものでないとすれば、統計的差別としての異別処遇にとどまる。

さらに、等級化の中にも異なる類型——「役割の等級化」と「人の等級化」——が存在する。役割の等級化とは、人々が社会において一時的にないしは特定の領域で占める地位・資格に関して、一定の評価軸に沿って序列化することを言う。公務員の職位や給与の俸給表は職場という特定の領域のみに関わるものであり、国家資格もそれが求められる職業との関係でのみ意味を持つものであることから、役割の等級化のほうに分類される。これに対して人の等級化とは、人々が社会において(半)永久的にかつ広範な領域で占める地位に関して、一定の評価軸に沿って序列化することを言う。奴隷制やカースト制などの生まれながらの身分制度が人の等級化の例である。爵位もまた、少なくとも世襲によって与えられるのであれば人の等級化に分類されよう。「近代以降において(少なくとも理念の上では)人の等級は否定された」と言うとき、この意味での等級化こそが念頭に置かれている。

等級化はほぼ全ての場合において異別処遇を伴うが、異別処遇は等級化を必ずしも伴わない。人の等級化が近代以降の法社会の建前と抵触せざるを得ないのに対し、異別処遇や役割の等級化は目的の正当性と手段の目的適合性によって、その許否を個別に判断し得る。

3 法的な等級化と事実上の等級化——「上級国民」の問題

以上で言及した異別処遇と等級化はいずれも国家の法によるものであるが、それでは国家が奴隷制やカースト制などを法的に禁止し、不合理ないしは恣意的な異別処遇や役割の等級化から撤退すれば、我々の社会は直ちに平等になるのだろうか。

こうした問いを現実のものとして意識させるのが、昨今ネット論壇を騒がせたいわゆる「上級国民」論である。「上級国民」という言葉はもともと2015年に起きた東京五輪エンブレム騒動に端を発しており、当初は(一般国民と対置される)専門家集団を指すものであったが、2019年4月に東京・池袋の横断歩道で起きた、高齢男性が運転する自動車による母子死亡事故をきっかけに、その男性が元高級官僚で、退官後も複数の重役を歴任し、叙勲も受けていたことから、「事故後に逮捕されず、メディアが『さん』づけで報道したのも、彼が『上級国民』だからにちがいない」という憶測とともに人口に膾炙^{かいしや}するに至った。それ以来、社会において広く特別に有利な扱いを受けている人々、社会において広く特別に大きな名声・尊敬を得ている人々、社会や政治一般に対して特別な影響力を行使できる人々などを総称して、「上級国民」という言葉は使われるようになってきている。

こうした上級国民とされる人々が受けているとされる有利な扱いの中には(罪を犯しても警察に逮捕されないなどの)法的なものも含まれるが、彼らが上級国民と呼ばれるゆえんであるところの様々な有利な扱い、名声、影響力の行使は多くの場合インフォーマルなものである。それゆえ彼らの存在は、不合理ないしは恣意的な法的な等級化からはほぼ撤退したはずの我々の社会において、一握りの特権的な階層とそれ以外の人々との間に事実上の序列化(人の等級化)が進行しているのではないか——それによって社会の平等が掘り崩されているのではないか——という問題提起を現実のものとするのである。

以下本稿では、上述した上級国民論に代表されるような事実上の等級化(とりわけ後述するように、純然たるメリトクラシーの下での評価の階層に基づく人の等級化)に焦点を当て、それに対して現代英米圏の法哲学・政治哲学における平等論の観点からどのような評価を下し得るのかについて検討してみたいと思う。

II 社会階層と人の等級

1 3つの社会階層

エリザベス・アンダーソンは、人々がその属する社会集団に基づいて序列化される社会階層の3類型(地位の階層・支配の階層・評価の階層)を提示している。

「地位の階層(hierarchies of standing)」とは、階層の上位に属する人々が(下位に属する人々と比べて)利益をより多く享受したり、自分たちの利益を追求するためのより有利な環境が与えられたりするような階層である。「支配の階層(hierarchies of domination)」とは、階層の上位に属する人々が下位に属する人々に対し命令・コントロールできてしまうような階層である。「評価の階層(hierarchies of esteem)」とは、階層の上位に属する人々が社会から称賛を受け名声を得たりする一方で、下位に属する人々は社会から見下されたり低い評価しか得られなかったりするような階層である。

これらの社会階層は法だけでなく、インフォーマルな社会慣習によって構造化されているものもあり、我が国で「上級国民」と称されている人々がこれらいずれかの階層類型における上位層に包摂されることは容易に見て取れるだろう。

アンダーソンはこれらのうち、地位の階層は平等な社会において廃絶されるべきであるのに対し、支配の階層と評価の階層を完全に廃絶することは不可能であることから(支配の階層の全廃がアナキズムを含意することは容易に想像がつくことである)、それに代えて階層が抑圧的な関係性に転化しないような歯止めをかけることで対応すべきと論じる。支配の階層はフィリップ・ペティットが提唱した、恣意的な根拠に基づいて他者の選択に対して介入し得る状態としての支配(domination)に相当するものであり、共和主義的な意味での自由や政治権力の平等の問題として既に独自の理論蓄積がなされている。以下ではこれまで英米圏の法哲学・政治哲学においてあまり独自に検討されてこなかった評価の階層に焦点を当てたい。

2 評価の階層

(1) 評価の階層と2つの財の格差——社会的／自然的基本財

評価の階層は主として2種類の基本財(社会的基本財と自然的基本財)における格差によって生じる。

基本財(primary goods)とは、合理的な個人であれば誰でも欲しがるといえるような、いかなる善の追求にとっても有用な手段となるものであり、このうちで社会的な基本財(social primary goods)とは個人の外部にあるもので、社会における重要な地位に伴う権限や富・所得などが含まれる。それに対し自然的な基本財(natural primary goods)とは個人の心身における特徴であり、健康・知性・容貌などが含まれる。

これらの基本財を多く持つ(ないしは優れた基本財を持つ)人々は社会から恒常的に尊敬や称賛の眼差しで見られるのに対し、そうした基本財をあまり持っていない(ないしは劣った基本財しか持っていない)人々はしばしば社会から見下されたり低い評価しか得られなかったりするのである。

(2) 純然たるメリトクラシー

こうした基本財の格差が人種や性別などの、本人が生まれながらに占めるとともに、本人の努力のみでは変更不可能な属性に起因するとしたら、それによって生じた評価の階層の正当性は疑わしいと多くの人が考えるだろう。形式的には機会の平等が保障されていても、親の経済状況によってそうした基本財を得る機会(高所得ないしは社会において重要な職業的地位に就く機会、能力開発への機会など)が実質的に制約されていた場合もまた、結果としての基本財の格差によって生じた評価の階層を容認しがたい。

では個人の社会的な成功が人種・性別・親の経済階層ではなく、専ら本人の生まれながらの能力と意欲のみによって決まるような純然たる能力主義(メリトクラシー)の下で生じた評価の階層であればどうか。親の社会経済的地位がそのまま子に引き継がれるような階級社会でエリート校を出て経済的に成功した人々は、その成功が自身の能力と努力のみでもたらされたのではなく、幸運な家庭環境の産物であるということ意識せざるを得ないことから、成功しなかった人々に対して謙虚に振る舞うという自制が働く余地がある。それに対し、純然たるメリトクラシーの下では能力と意欲のある者に成功が保証されているため、勝者が自己の能力を誇り、敗者に対して「無能」「怠惰」といった否定的な評価を下すことへの心理的障壁ははるかに低くなる。その結果として敗者(下級国民)は自尊心を持ってなくなり、勝者(上級国民)に対する怨恨感情を募らせるとともに社会を分断してしまうのではないかと懸念される。

そうした心配には及ばないという考えもあるだろう。リベラルな市民社会において

人々の善の構想は多様化しており、どの能力や特性に高い評価を与えるべきかについての彼らの考えも多様である。したがって、「特定の能力や特性を持つ人は称賛に値する」といった評価基準を国家が公定しない限り、1つないしは少数の能力や特性の有無(ないしは程度)を軸にして我々が社会的に序列付けられることはないのではないか。

あるいは次のような考えもあるかもしれない。確かに我々は自分と似た境遇にある人々との間では相互に比較し合い、相手の生活様式や持ち物に対して競争心や嫉妬心を抱くとともに、自分がそれに手が届かないとわかると自尊心を痛く傷つけられる傾向にある。それに対し、自分とははるかに境遇の異なる人々に対しては同様の心理が働かないことから、彼らがいかに贅沢な生活様式を送っていても、いかに社会から称賛を受けていても、嫉妬心を抱いたり自尊心を傷つけられたりしないのではないか(カルロス・ゴーンがプライベート・ジェットで国外逃亡したことで「国家の威信が傷つけられた」と憤る多くの日本人も、彼がプライベート・ジェットを保有していることによっては自尊心が傷つけられることはないのと同様に)。

しかし、いずれの考えもそのとおりと言えるかどうかは経験的な知見に依存する問題である。例えば社会において多くの人が必要とし、その提供に高度の能力を要するサービスなどが存在することを考えると、そうしたサービスを提供できる能力を持つ人々に対する特別な称賛——それゆえ、そうした能力の有無・程度を基軸とした評価の階層——が市民社会において自生的に出現する可能性は十分に想定できる。また後者の、「自分とははるかに境遇の異なる人々との間では境遇を比較して自尊心が傷つけられることがないから問題ない」という論理は、そのみだと純然たるメリトクラシーのみならず、例えば「白人と黒人(／男性と女性)は異なる存在なのだから、私たちは自分たちの身の丈に合った生活様式と社会的評価で満足すればいい」という意識を多くの黒人(／女性)が内面化しているような社会においては、人種や性別による格差や評価の階層をも合理化してしまうおそれがあるかもしれない。

Ⅲ 評価の階層は全てなくすべきか?——水準低下と『ハリスン・バージロン』の世界

純然たるメリトクラシーによるものも含め、評価の階層が平等な人々からなる社会にとって問題であるならば、それらはやはり全て廃絶すべきなのか。

前述したように、評価の階層は富などの社会的な基本財に加え、知性や容貌などの自然的基本財の格差によっても生じるが、問題は持たざる者の境遇を改善することが不可能な場合、こうした格差を是正するために持てる者の境遇を一方向的に引き下げなければならなくなるということである。

この批判は「水準低下批判(levelling down objection)」と呼ばれており、とりわけ国家の介入による移転が不可能ないし困難な自然的基本財における格差の是正で問題となる。カート・ヴォネガットの『ハリスン・バージロン(Harrison Bergeron)』(1961年)の世界では人々の間のありとあらゆる平等を達成するため、優れた知能の持主には思考を妨害するノイズが流れるラジオを耳に常時装着することが、屈強な肉体の持主には散弾の詰まった袋や分銅を背負うことが、美貌の持主には醜い仮面を身につけることが政府によって義務付けられているが、ここではそうした自然的基本財についての水準低下の問題がありありと描かれている。

もちろんヴォネガットの描くこうした世界をディストピアと見るべきかについても意見が分かれるかもしれない。しかし我々の多くがそれを望ましくないと考えるのであれば、評価の階層の全廃ではなく、そのうちで不正なものとその以外のものをいかにして区別するのか、不正な評価の階層はいかにして・どこまでなくすことができるのかといった形で問いを立てる必要がある。

IV 不正な評価の階層はいかにして区別可能か？

不正な評価の階層とそうでないものを、それが単なる評価(esteem)ないしは称賛(praise)の次元での不平等にとどまるのか、尊重(respect)の次元での不平等をも含意するのかで区別する立場がある。すなわち、全ての人は道徳的人格としてその尊厳に対する等しい尊重が要請されるが、人々の間で一部の人が社会的に高い評価を受けたり、逆に低い評価を受けたりすること——評価ないしは称賛の不平等——は、それによって一部の人の尊厳への侮蔑(disrespect)に繋がらない限り許容されるということである。

これに対し、単なる評価・称賛の次元の不平等であっても不正な評価の階層と判断されるべき場合があるという立場も存在する。すなわち、そうした単なる評価の次元の不平等は、たとえ下位に属する人々への侮蔑的な態度を表明したり、その下で上位

に属する人々が彼らに対して侮蔑的な扱いをすることを助長したりしなかったとしても、下位に属する人々が自尊心を傷つけられ、彼らを社会参加から遠ざけたり階層間の社会的な分断を強めたりすることがあり得ることから、平等な社会の実現のためには是正されるべき場合があるということである。

後者の立場に対しては、下位の人々の自尊心は感情(とりわけ嫉妬心)の問題であり、単なる嫉妬心を富や才能の分配状態や評価の階層の正当性の評価基準に用いるべきでないという反論があり得る。確かに嫉妬心は自分より良い境遇にある人を一方的に引きずりおろすことによっても満足されることから、嫉妬心そのものを格差や階層是正の正当化理由とするような平等論は非生産的で魅力のないものと言えよう。評価の次元の不平等が下位の人々の尊厳への侮蔑を伴わないならば、それに対して負い目や嫉妬心を抱く必要はないという規範を社会に浸透させることが第一に目指されるべきである。

とはいえ、そうした社会規範の醸成が我々の現実世界の諸条件の下では(少なくとも短期的には)不可能ないしは著しく困難である可能性がある。また、嫉妬心そのものに格差や階層是正の正当化理由としての地位を与えるのではなく、それがもたらす重大な社会的帰結(例えば人々の健康の悪化、アパシー化、社会の分断など)を避けるために格差や階層を是正するというのであれば、そうした社会的帰結が人々の相互行為の態様に関係する限り、人々の社会における関係の対等性を目指すような平等論からも是認できよう。

以下では(非理想的な現実世界においては)評価の階層が単なる評価の次元の不平等にとどまる場合でもその正当性が問題になり得るという認識を前提としつつ、不正とされる評価の階層をいかにして・どこまでなくすことができるかについて検討していきたい。

V 不正な評価の階層はいかにして・どこまでなくすことができるか？

1 能力指標の多元化

純然たるメリトクラシーの下での評価の階層が深刻化するのには、人々が1つないしは少数の能力や特性を軸にして序列付けられてしまう場合である。というのも、そうした状況では特定の人々のみが上位層に位置付けられ、それ以外の人々がほとんど常

に下位層にとどまり続けてしまうからである。

だとすれば、そうした階層の評価軸となる能力や特性に多様な種類を含めることによって、特定の人々が常に上位と下位にそれぞれ固定化することを緩和できるのではないか。知力や稼得能力だけでなく、容姿、運動神経、人を笑わせる能力、1つの趣味に没頭できる能力などの多様な能力や特性が評価軸となることによって、ある指標においては下位層に位置する人も、別の指標においては上位層(ないしは中間層)に位置し得るだろうから、誰も自尊心を傷つけられることはないのではないか。逆に言えば、誰しものがいずれかの指標において上位にも下位にも置かれ得る程度に政治共同体は多様な能力の発揮に対して公的な承認を与えるべきであるということである。

確かにこの能力指標の多元化という方策は、特定の人々のみが評価の階層の上位を占めるという事態に対しては有効であろう。能力開発のために1人の人間が生涯に投資できる時間は限られていることから、いかなる能力指標においても卓越性を発揮するという事は著しく困難であると思われるからである。

もっとも、政治共同体が公的な承認をありとあらゆる能力に対して等しく与えるということは不可能であるから、このような能力指標の多元化の下でも、いかなる評価軸においても下位にとどまってしまう人々が存在することは避けられないだろう。そして彼らはこうした社会においてこそ最も深刻な自尊心の崩壊にさいなまれよう。あらゆる社会的に重要な能力に対し公的な承認が与えられることの帰結としてその社会は、そのいずれにおいても下位に属する人に対し、「何のとりえもない」というメッセージを明確に発することとなるからである。

2 切断の論理

能力の指標そのものが多元化しても、1つの指標における優劣が他の能力指標の優劣をも決めるようになってしまえば、特定の人々が上位と下位にそれぞれ固定化することを防げない。そうした事態を緩和するためには、それぞれの能力指標における卓越性の有無・程度が、それとは異なる論理で判断される他の能力指標における卓越性の有無・程度によって決められないようにする必要がある。

これはマイケル・ウォルツァーが著書『正義の領域(*Spheres of Justice*)』(1983年)で提唱した複合的平等(complex equality)の発想である。ウォルツァーは、異なる財

はそれぞれ固有の領域と分配原理を持ち、ある財の分配態様がそれとは異なる分配原理を持つ他の領域での財の分配態様を決めてしまうという「支配(dominance)」を強く批判した。そしてそうした支配を防止するべく、ある財の分配態様のそれとは別の財の分配への影響を遮断するという切断の論理を主張した。

ウォルツァーはそうした支配の例として、富の格差が医療へのアクセスの格差や政治権力の不平等に転化されることなどを挙げており、これらはアンダーソンによる不正な地位の階層と支配の階層の問題としてそれぞれ位置付けることができるが、同様の論理は評価の階層内部でも妥当し得る。社会的に高い評価を受けるような職業的地位は、本来その職務内容に関わる能力を発揮できるかどうかによって誰に割り当てられるか決められるべきであり、そうした能力は必ずしも受験勉強の能力には汲み尽くされない。にもかかわらず、これらの地位を占められるかどうかは出身大学によって強く規定されるとしたら、そこには異なる能力指標間の支配が存在すると言える。また現代日本において男性がモテるかどうかは稼得能力に大きく依存し、女性の場合は容姿に大きく依存すると言われている。「女性を容姿で判断すべきでない」「男性が稼がなくたっていい」といったジェンダー平等な規範を浸透させるように国家が社会啓発を行うことは、こうした能力指標間の支配関係を切断するという意味も持ち得る。

もっともこうした支配関係の切断が、他の財や能力に支配的影響力を持ち得る当の財や能力の格差を是正することなくして行われ得るかどうかは現実世界の諸条件に依存する。ウォルツァーが挙げる富の格差の政治権力の不平等への転化の例についても、それを例えば政治資金規制のような制度装置のみによって切断することは不可能であり、富の格差そのものを是正する必要があると言われることがある。評価の階層内部での能力指標間の支配関係についても、他の指標における優劣に支配的影響力を与える元の能力格差を是正することが要請されるかもしれず、ヴォネガットの描く「ディストピア」へと再接近することとなる。

3 メリット以外の価値の称揚

そもそも純然たるメリトクラシーの下での評価の階層の問題点は、いかなる能力や特性が評価軸になるにせよ、およそ優れた能力を発揮する人々だけが社会において高

い評価を受けてしまうことにある。だとすれば、下位にとどまる人々の劣等感を緩和する方法は、能力の有無にかかわらず、あらゆる人間ないしは市民が等しく持っている道徳的価値ないしは市民的地位に対して共同体がより積極的に承認することであろう。政治共同体の市民の地位に関わる選挙における投票権を、各人の知的・政治的判断能力の差異にかかわらずに全ての成人市民に等しく一票ずつ与えることや、事理弁識能力を欠いた成年被後見人にも保障することなどは、そうした平等な市民的地位への積極的な承認として理解し得る。

もっとも、こうした等しい道徳的価値や市民的地位への積極的承認が能力主義的な格付けから来る「下級」市民の劣等感をどれだけ中和するかは、人々がそうした平等な道徳的価値や市民的地位が妥当する領域での社会実践にどれだけの価値を置くかに依存する。したがって、例えば人々が市民として選挙権を行使したり裁判員として司法に参加したりする場面にあまり関心を持たず、能力主義が強く妥当する職場の昇進や恋愛などの場面に強く関心を持つとすれば、市民としての地位がいかに平等であると国家によって強調されたとしてもあまり慰めにならないかもしれない。

4 「上向きの侮蔑」の奨励(?)

評価の階層が純然たるメリトクラシーの下であっても問題な理由の一端は、階層の下位に属することとなった人々が劣等感を持ってしまうからであった。だとすれば、彼らが集団としてのエンパワーメントを通じて自己肯定感を持てるよう促せばよいのではないか。具体的には、評価の階層の下で社会的に低い評価に甘んじるような特性を共有する人々が、自分たちの特性のほうが優れており、上位に属する人々の社会的に高く評価されている特性のほうが実は劣っているのだというメッセージを社会に向けて発することを国家が奨励する(場合によっては国家自身がそうしたメッセージを発する)ことによって、彼らの自尊心を慰撫するとともに、既存の支配的な評価の階層を中和するというものである。

これは「上向きの侮蔑(upward contempt)」と呼ばれる実践であり、階層の上位に属する集団が下位に属する集団の特性に対して自己の優位性と相手の劣位性を示そうとする「下向きの侮蔑(downward contempt)」と対比される。こうした上向きの侮蔑の契機はアメリカにおける黒人ナショナリズムやラディカル・フェミニズムの運動などで

も時折見られるが、純然たるメリトクラシーの下での評価の階層においてもその機能的等価物を見出すことができる。荒稼ぎして奢侈な生活に耽る「上級国民」を見下し、ほどほどに稼いで慎ましやかに生活する自分たちのほうを優れているとみなす態度、俗に「リア充」と呼ばれる恋愛や交友関係において成功している人々を罵倒し、孤高に生きる自分たちのほうが優れているとする態度がそれである。こうした上向きの侮蔑は下向きの侮蔑とは異なり、社会的な平等の理念に適合的であると言われることがある。

もっとも私見によれば、こうした上向きの侮蔑と呼ばれる実践には看過しがたい問題があると考える。〔略〕

VI おわりに

以上本稿では上級国民論に代表される事実上の等級化のうち、とりわけ純然たるメリトクラシーの下での評価の階層に焦点を当て、そのうちで不正なものとそれ以外のものをいかにして区別できるか、不正とされるものをいかにして・どこまでなくすることができるのかについて検討してきた。

純然たるメリトクラシーの下での評価の階層であっても社会的な平等の観点から正当性が問題となり得、そうした階層が人々の尊厳への侮蔑や重大な社会的帰結に転化することを防ぐためには様々な方策があり得るが、それらは万能ではない——これが本稿の暫定的な結論である。

この結論は人々の社会における対等な関係性を目指すような平等論の不毛さを示すようにも思われそうだが、そうではない。むしろそれは平等論が取り組むべき課題の複雑性を認識させるとともに、その課題が哲学的思惟を総動員させての知的営為に値することを示すものであると考える。

ネット論壇での上級国民論の出現に見られるサイレント・マジョリティの怨恨感情は、我々の社会が真の意味で平等になっているのかを、1つの視角から問うものと理解できる。そうした問いを、「近代以降の法社会においてもはや人の等級は存在しない」という通り一遍の決まり文句で黙殺することは許されない。

問 1 筆者は、近代以降の法社会の建前と「等級化」との関係をどのようにとらえ、その中で「上級国民」論をどのように位置付けているか。250字以内で説明しなさい。

問 2 筆者によれば、評価の階層が純然たるメリトクラシーの下であっても問題となるのはなぜか。250字以内で説明しなさい。

問 3 下線部について、「上向きの侮蔑」と呼ばれる実践にはどのような問題があるか。これまでの筆者の論述を踏まえたうえで、具体例を挙げながら、自分の考えを論じなさい。取り上げる具体例は、筆者が挙げているものに限りません。字数は500字以上600字以内とします。

